施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業及び雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、公共下水道及び流域下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置

施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業及び雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、公共下水道及び流域下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置